診断書(精神障害者保健福祉手帳用)

言動にまとまりを欠き、ときとして思考も混乱し困惑していることがある。5年ほど前までは、「天井の裏側から、自分の名前を 呼ぶ女性の声がして、いろいろと指図してくる」などの異常体験を訴え、混乱した行動をおこなうことも時々あったが、最近は異常 体験に左右された行動に及ぶことは殆どない。幻聴・被害関係妄想は現在も時々認める。 地域活動支援センターを利用しているが、 |他者とのつきあいをあまりせず、一人での無為に過ごすことが多いため、働きかけが必要。 感情の平板化も目立ち、日中のグル-プ活動中も茫然とすごすことが多い。

▲ 検査所見:検査名、検査結果、検査時期

⑥ 生活能力の状態 (保護的環境ではない場合を想定して判断する。児童では年齢相応の能力と比較の上で判断する)

1 現在の生活環境

) ・在宅(ア)単身・イ 家族等と同居) ・その他(入院・入所(施設名

2 日常生活能力の判定(該当するもの一つを〇で囲む)

(1)適切な食事摂取

<u>自発的にできる</u> 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(2) 身辺の清潔保持、規則正しい生活

自発的にできる <─<u>自発的</u>にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(3)金銭管理と買物

適切にできる おおむねできるが援助が必要・ 援助があればできる・ できない

(4)通院と服薬 (要) 不要)

適切にできる ・ くおおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(5)他人との意思伝達・対人関係

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ (援助があればできる) できない

(6) 身辺の安全保持・危機対応_

適切にできる・ おおむねできるが援助が必要・ 援助があればできる・ できない

(7) 社会的手続や公共施設の利用

適切にできる・ おおむねできるが援助が必要・ 援助があればできる

できない (8) 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる できない

3 日常生活能力の程度

(該当する番号を選んで、どれか一つを〇で囲む)

- (1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。
- (2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。
- (3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。
 - (4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。
 - (5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。

⑦ ⑥の具体的程度、状態等

日常生活は、かろうじて独居生活が可能な状況。身辺清潔は指導により何とか保たれている。食事は自炊せず、主として近くのコ ンビニで弁当やパンを買っている。就労支援事業所への参加は、一時期利用したときの人間関係のもつれからか、参加しようとはさ れない。2年前から地域活動支援センターを利用するようになった。現在、当院デイケアを週2回利用しながら、地域活動支援センタ -の行事にもときどき参加している。社会生活上は大きなトラブルもなく経過している。

⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況

(障害者自立支援法に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、居宅介 護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等)

地域活動支援センターに週1回通所し、スポーツ (バレーボール等) 、軽作業 (部品組み立て等) の活動に参加している。

9 備考

上記のとおり、診断します。

平成〇〇年〇月〇日

医療機関の名称 〇〇 病院

医療機関所在地 〇〇県〇〇市〇〇町 2-2

電話番号 000-000-0000

診療担当科名 精神科

医師氏名(自署又は記名捺印) 精神保健指定医 〇木 〇美

診断書(精神障害者保健福祉手帳用)

					$\overline{}$							
氏 名	0	ЛІ О	子		で (昭和) ¹ 3 年 3	平成 月	11	日牛(57歳)	男	ļ.(女
住 所	〇〇県	〇市〇	〇 町					<u>_</u>				
① 病名		(1) 主たる	结 油陪宝	双極性感情	福宝			ICD ¬ -	-ド (F	31 በ)	
(ICDコードは、	ちの病名と対応			/ 久[型]工心[F				_ICD⊐-		01.0		
するF00~F99、G40のいずれか			_					_ /)	
を、記載する)		(3) 身体合(併症			身体障	害者手帳	(有)	無、種別			級)
② 初診年月日	1	主たる精神	障害の初診な	∓月日	昭和平	成 62	2 年	1	月 10	日		
		診断書作成	医療機関の袖	初診年月日	昭和(平	成)	8 年	8	月 5	日		
歴及び治療の (推定発病年	月、発病状況、 療の経過、治	25歳をで代で、でのでは、でのでで代でににいる。 でんしい にいい でんしい はいい でんしい はい でんしい はい でんしい そう でんしい そう でんしい いい い	時婚激と、激し回み日間の、多世にのいるの、多世にのいか、入強にのいた入強に、のいのでは、のいののでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、	頃に離婚しし は帰聞でるいたかける 日本になりても 日本になりになりになりになりになりになりになりになりになりになりになりになりになりに	「たび口論と 「トラブルが 「るなどしなる。 「10日兄妹が(」 「。その後1年 「り、自殺企	なってい 多くなり 警察がた な で な 来 に で で に で で に で で に で に で に で に で に に に に に に に に に に に に に	いたようで こびたが こびなど は で は 神 中の が だ き を と が と が た が と が さ は 神 中 の も た り た り た り た り た り た り た り た り た り た	でされる。かれるのでかれるのでれるできませる。たったいできません。	昭和60年 そのともまた そのとを そので、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で	E 、	- ト先の hに経済 - のるの - 本の - 本の - 本の - 本の - 本の - 本の - 本の - 本	の者 ま犬 業あ 一なさと の 、 しまな 息当
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	110-12/											い る。
		*器質性 (疾患名	精神障害の	(認知症を除	除く) の場合	ì、発症σ	D原因と ⁷ 、	なった疫	失患名とそ 年	その発症 月		日)
(2) (3) 1 (4) 1 (5) 1 (6) 1 (7) 1 (運動抑制 2 3 3 3 3 3 3 3 4 3 3 4 3 4 3 4 4 5 4 5 5 5 8 5 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	3の3 化 衝)れ型のびせ 使註 の 注 る状拒 3 為 強 よ (等 性 有害 軽害害 が (等 性 有害 軽害 害 を (を) を) が の に の に か に か に か に か に か に か に か に か に	情高揚・ (4 次 3 験 識 有性 不害 (ウ刺) (1) 利病 (1)	激性 4 心 頻 性 場等数性 4 の 食 外 (4 4 的 度 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	そ (の関 他態期 重の他 (の で で で で で で で で で で で で で で で で で で) チ 4 最 に 再	解離・	転換症: 年 こと) う)	状 = 月))
	な社会関係の質 た常同的で反復) 貝 叮 牌 语	-				
(12) その他	! ()									

現在のところ精神状態は大きく崩れることはなく、おおむね落ち着いてはいるが、うつ状態、躁状態が繰り返される。ここ2ヶ月ほどは軽躁状態が続いている。不眠傾向もみとめる。早朝5時くらいから友人に長電話をするなど常識はずれの行動がときどきある。また経済的に苦しくても、好きなブランドの服を買うなど無駄遣いが多い。ときには、買い物をしていて接客の態度が悪いと言って怒って罵声を浴びせる様なこともある。 薬物療法とともに、治療中断のおそれがあるため、訪問看護を利用してもらうなどしながら、社会生活の継続安定を図っている。

↑ 検査所見:検査名、検査結果、検査時期

⑥ 生活能力の状態 (保護的環境ではない場合を想定して判断する。児童では年齢相応の能力と比較の上で判断する)

1 現在の生活環境

入院・入所(施設名) 在宅(ア) 単身・イ 家族等と同居) ・その他(

2 日常生活能力の判定(該当するもの一つを〇で囲む)

(1)適切な食事摂取

●自発的にできる・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(2) 身辺の清潔保持、規則正しい生活

自発的にできる 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(3)金銭管理と買物

適切にできる・ おおむねできるが援助が必要・ 援助があればできる・ できない

(4)通院と服薬 (要)不要)

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(5) 他人との意思伝達・対人関係

適切にできる・・ おおむねできるが援助が必要・ 援助があればできる・・ できない

(6) 身辺の安全保持・危機対応_

適切にできる おおむねできるが援助が必要 援助があればできる できない

(7) 社会的手続や公共施設の利用

適切にできる・ おおむねできるが援助が必要・ 援助があればできる・ できない

(8) 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加

適切にできる・ おおむねできるが援助が必要・ 援助があればできる・ できない

3 日常生活能力の程度

(該当する番号を選んで、どれか一つを〇で囲む)

- A) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。
- (2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。
- (3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。
- (4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。
- (5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。

⑦ ⑥の具体的程度、状態等

現在はアパートで独居生活。部屋の中は掃除が行き届かず、散らかっている。入浴、洗濯等は割合こなせている。食事摂取はおおむね自立しているが、若干過食傾向。現在就労はしておらず、生活保護受給中。買い物等では浪費があり、指導を要する。当院の訪問看護を月2回利用している。

⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況

(障害者自立支援法に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等)

訪問看護を週3回利用している。生活保護受給中。

9 備考

上記のとおり、診断します。

平成〇〇年〇月〇日

医療機関の名称 〇〇 総合病院

医療機関所在地 〇〇県 〇〇 市〇〇 町2-2

電話番号 000-000-0000

診療担当科名 精神科

医師氏名(自署又は記名捺印) 精神保健指定医 〇木 〇美

診断書 (精神障害者保健福祉手帳用)

氏 名	OH 0:	夫	明治·大正·昭和·平成 36年 5月 7 日生(49 歳)					男	· 女
住 所	OO県OC)市〇〇町 1 — 3	1					.	
① 病名	ドは、右の病名	(1) 主たる精神障害	高次脳	機能障害		ICD=	ı— F (F06)	
*	F00∼F99、G40	1(2) 従たる特坤陪宝				ICD=	ー ド()	
		(3) 身体合併症	なし		身体障	害者手帳	(有無)種	重別	級)
② 初診年月日	1	主たる精神障害の初診年	月日	昭和· 使成	20	年 3	月 1	日	
		診断書作成医療機関の初	診年月日	昭和・軍成	20	年 7	月 10	日	
及び治療の (推定発病年月	、発病状況、初 译過、治療内容	(推定発病時期 平成: 平成20年3月にくも膜下出血を生した。4か月後に自宅療養となり 月10日当院初診となった。その後 常生活の自立度に改善をみて退院 2度目の退院後、診断書を得てほ 度生活も含め問題行動は少なくな *器質性精神障害の(発症、動脈瘤クリ 、終日何もしない 、再度、回復期 した。 自立訓練事業所に つている。	ッピング術実施。 い状態が続く一方 リハビリテーショ 週3回通所し、生	。麻痺などので家族に暴調 で家族に暴調 ン病院に入り 活訓練を実施	言を吐くなど 院し、認知リ 施。訓練によ	の問題行動も ハビリテーシ る能力の改善	月つようにな ションを実施し はまだ不十分	:り、平成20年7 ,、3か月後に日 ではあるが、家
жеенщи <i>у</i> о	,	(疾患名	くも膜下出血			、平成	20 年	3 月 1	日)
(1) 抑うす。 (2) 押思状為(2) 1 別別 報報行党党 (3) 1 精興合財 (4) 1 精興合財 (5) 1 情爆安度の(7) 不強の(7) 1 その(5) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	状態 運動抑制 2 連状2 種 2 要 2 等 動 2 要 2 等 動 2 で 2 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	の状態 3 拒絶 4 その他(化 3 意欲の減退 衝動行為 3 多動 2 強迫体験 3 ヵ	憂うつ気分 性 4 そ) 4 その他(4 食行動の	の他()	チック・			()
1 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	てんがに 第 3 及 1 一 イ (型 () 数 その他 (び依存等 せい剤 3 有機溶剤 残遺性・遅発性精神病性) 使用 有・無 (不使用のは主意の障害 ア 軽度 イ 中等 の記憶障害 (高次限 イ 書き ウ 算数注意障害 7 その他 () 4 その他 生障害 (像を該当項目 間 年 度 療育) 他 () 目に再掲す F 月 =帳(有・	ーること) から) 無、等級)		日)	

記憶障害:自分で作成したメモを見ることで、大きな支障なく生活することができ、軽度。

注意障害:伝票の引き写しは行をとばしても気付かないなどのミスが多く、すぐに疲れる。中等度。

遂行機能障害:他人に促されないと自分ではその日に何をするべきか決められず、無為に過ごす状態が続く。中等度

情動及び行動:暴言を吐くことが1か月に1度ある程度で軽度。

画像診断の所見は症状を説明できる器質性病変である。

~ 検査所見:検査名、検査結果、検査時期

平成21年3月時点頭部MRI:両側前頭葉に梗塞巣を認め、側脳室及び第三脳室の軽度拡大を認めた。神経心理学的検査:WAIS-III(F105、V103、P107)、三宅式(有関係9-9-10、無関係3-7-9)、

REYの図形直後再生26.5/36、RBMT (プロフィール点17/24、スクリーニング。点7/12) 、PASAT49/60

⑥ 生活能力の状態 (保護的環境ではない場合を想定して判断する。児童では年齢相応の能力と比較の上で判断する)

1 現在の生活環境

入院・入所(施設名) (在宅)(ア 単身・(イ)家族等と同居)・その他()

2 日常生活能力の判定(該当するもの一つを〇で囲む)

(1)適切な食事摂取

<u>自発的にできる</u>・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(2) 身辺の清潔保持、規則正しい生活

自発的にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(3)金銭管理と買物

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ (援助があればできる) ・ できない

(4)通院と服薬(要)不要)

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(5)他人との意思伝達・対人関係

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(6) 身辺の安全保持・危機対応

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(7) 社会的手続や公共施設の利用

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ (援助があればできる)・ できない

(8) 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ (援助があればできる)・ できない

3 日常生活能力の程度

(該当する番号を選んで、どれか一つを〇で囲む)

- (1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。
- (2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。
- (3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。
- (4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。
- (5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。

⑦ ⑥の具体的程度、状態等

日常生活では衣食の最低限のことのみ自立しているが、入浴は勧める必要がある。服薬は自分では規則的にできず、薬剤管理もできない。金銭感覚に欠け、あればあるだけ使ってしまう傾向にあり、キャッシュカードは持たせられない。家族の見守りを必要とする局面がしばしばある。自立訓練事業所では作業効率が悪いだけでなく、自暴自棄になったり他者とトラブルがたまにある。まとまった作業をするためには職員の支援が常に必要である。

⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況

(障害者自立支援法に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、居宅介護 (ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス等、訪問指導、生活保護の有無等)

自立訓練(生活訓練)事業所に週3回通所し、調理実習、手工芸(皮細工)などの活動に参加している。

9 備考

本人は、就労移行支援事業所利用を経て、障害者就業・生活支援センターの支援を受けながらの就労を現時点での目標としている。

上記のとおり、診断します。

平成〇〇年〇月〇日

医療機関の名称 〇〇総合病院

医療機関所在地 〇〇県〇〇市〇〇町2-2

電話番号 000-000-000

診療担当科名 精神科

医師氏名(自署又は記名捺印) 〇木 〇美

診断書 (精神障害者保健福祉手帳用)

							$\overline{}$	
氏 名	O島 C)郎	明治·大正·昭 56年	_	日生(28	歳)	男	• 女
住 所	00県00市	500町1-4	l					
 病名 ICDコードは、右の病名と 対応するFOO~F99、G40の いずれかを、記載する 		(2) 従たる特神陪宝	小児自閉症		10	Dコード(「 Dコード(有・無、種別)	級)
0 7 4070 2	(104%) 0			7 件件		一 無、作	.,	IIYX /
② 初診年月日	1	主たる精神障害の初診年	月日 昭和	平成	18年	4月	20日	
		診断書作成医療機関の初記	診年月日 昭和	平成	21年	11月	9日	
	経過、内容 月、発病状況、 台療の経過、治	(推定発病時期 昭和 乳幼児健診で自閉傾向を打 遊ぶことが少なく、しばし せた。児童期から鉄道への 高校に進学し、大学卒業学 平成19年私立大学大学院 たが、"作業の覚えと能率 る。発達障害者支援セング *器質性精神障害(認知症 (疾患名	しばかんしゃくを の関心が強まり、 後平成 18 年 A 総合 に入学し一人暮ら なが悪い"という なかのも当院を紹	の後受診に当 起こしを単 は病院精神科 らしをで休職を 里由でれ、平 のでれ、平	の出来事の 又集しその内 を一度だけ 成 21 年に ・勧められ、 成 21 年 11 月	り日時をよく 内容をほぼ記 受診し高機能 と業した。卒 現在休職し 引9日に初診 別名とその発	覚えておりが 憶した。普 経自閉症と診 業後印刷会を て 6 ヶ月が新 した。	問囲を驚か 通小・中・
④ 現在の病料	犬、状態像等(該当する項目をOで囲む)						
(2) 躁状態 1 行為心 (3) 幻覚妄想 1 幻覚	運動抑制 2 迫 2 多弁 退状態 2 妄想	•))		
1 興奮	動興奮及び昏迷 2 昏迷	の)					
1 自閉	調症等残遺状態 2 感情平板		4 その他()				
(6) 情動及で 1 爆発性	2 暴力・	衝動行為 3 多動	4 食行動の異常	5 チッ	ク・汚言	6 その他	()
(7) 不安及で 1 強度の		2 強迫体験 3 心	心的外傷に関連す	る症状 4	↓ 解離・転	換症状		
5 その他	! (
1 てんか 2 意識®	かん発作 発作 章害 3 そ	型 () 頻度 の他 ()	()	最終発作	軍(年	. 月	日)	
	用物質の乱用及 ール 2 覚	び依存等 せい剤 3 有機溶剤	4 その他()			
ア 乱用	イ 依存 ウ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				:)		
現在の制	精神作用物質の	使用 有・無(不使用の均	場合、その期間	年	月 から)			
1 知的障	害(精神遅滞)	主意の障害の障害 ア 軽度 イ 中等		療育手帳	(有・無、等	級等)	
		の記憶障害 (イ 書き ウ 算数		•		`		
		・ 1 書き ワ 昇剱 注意障害 7 その他())		
(11) 広汎性	発達障害関連症	並状 質的障害 ② コミュニケ		ヽ,, ー セヽ!土 フ	医的陪审			
3限定し	ルス 日本 日本 の 日本 の 日本 の 日本	夏的障害 (2)コミューク 复的な関心と活動 4 そ	・一ションのハタ [。] その他(一ノにあげる)) 貝 I I I I I I I I I I I I I I I I I I			
	<u>.</u> ()						

表情変化やジェスチャーなど感情表出は乏しい。友人はこれまでできたことがない。質問に対しては短く答え、会話は継続しにくい。質問が理解できないと駅名を羅列した発言を一方的に続ける。毎朝一定の時刻に新聞を読むなど、日課通りの生活をし、全て記録に残している。予定通りに物事が進まないと大声で泣くなど混乱が激しい。過去の就労時にはうつ症状が存在したが、現在は認められない。

検査所見:検査名、検査結果、検査時期

WAIS-皿:言語性IQ98, 動作性IQ110, 全IQ104。

下位項目間の評価点のバラつきが大きい(最高:数唱16、最低:理解4)。(平成21年11月24日施行)

⑥ 生活能力の状態 (保護的環境ではない場合を想定して判断する。児童では、年齢相応の能力と比較の上で判断する)

1 現在の生活環境

入院・入所 (施設名) (在宅) (ア) 単身・イ 家族等と同居) ・その他 ()

2 日常生活能力の判定(該当するもの一つを〇で囲む)

(1) 適切な食事摂取

(自発的にできる)・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(2) 身辺の清潔保持、規則正しい生活

(自発的にできる)・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(3) 金銭管理と買い物

適切にできる おおむねできるが援助が必要・ 援助があればできる ・ できない

(4) 通院と服薬(要・不要)

適切にできる・ おおむねできるが援助が必要 援助があればできる できない

(5) 他人との意思伝達・対人関係

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ (援助があればできる)・ できない

(6) 身辺の安全保持・危機対応

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(7) 社会的手続きや公共施設の利用

適切にできる · <おむねできるが援助が必要> ・ 援助があればできる · できない

(8) 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加

適切にできる・ なおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

3 日常生活能力の程度

(該当する番号を選んで、どれか一つを〇で囲む)

- (1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。
- ((2))精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。
- ③ 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。
- (4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。
- (5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。

⑦ ⑥の具体的程度、状態等

本患者は、日常生活の対人交渉が必要でない場面では安定した生活ができるが、職場や公共施設での手続き、外出先等での場面ではコミュニケーションにおける配慮が必要であって、特に慣れていない場面においては、周囲が抽象的な表現を避けて具体的な表現をする、予定を丁寧に伝えるなどの援助を行う事が必要であり、一般就労では適応が困難である。不適応が続くと精神運動抑制が主症状のうつ状態に陥るが、感情表出が乏しく自ら適切な形で訴えることがないため、周囲が変調に気づきにくい。障害特性に配慮した就労支援があれば、一定の作業能力は期待できる。

⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況

(障害者自立支援法に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等) 復職に向けて発達障害者支援センターに週1~2回個別相談をしている。

9 備考

適切な配慮の得られない職場では、再度うつ症状が出現する可能性があるため、周囲の注意深い観察を要する。本患者と家族に対して、今回のように精神運動抑制の症状が認められた場合には、速やかに病院を際受診する必要があることを説明した。また、本人にあった適切な就労状況となるように、雇用者への対応を含めた支援が必要である。

上記のとおり、診断します。

平成〇年〇月〇日

医療機関の名称 〇〇病院

医療機関所在地 〇〇県〇〇市〇〇町2-2

電話番号 000-000-000

診療担当科名 精神科

医師氏名 精神保健指定医 〇木 〇美

(自署又は記名捺印)